

# 福井県報

第 391 号  
令和 8 年  
3 月 10 日(火)  
火曜日発行

## — 目 次 —

(※は県例規集登載事項)

### 告 示

- 生活保護法の規定による指定医療機関の指定（102・地域福祉課）…………… 1
- 生活保護法の規定による指定医療機関の変更・廃止（103・同）…………… 1
- 林業種苗法の規定に基づく普通母樹林の指定解除（104・県産材活用課）…………… 2
- 都市計画事業の事業計画の変更の認可（105・河川課）…………… 3

### 公 告

- 福井県製菓衛生師試験の実施（医薬食品・衛生課）…………… 4
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者の決定（県立病院）…………… 5
- 農地を利用する権利の設定に関する裁定申請（中山間農業・畜産課）…………… 5
- 福井駅前南通り地区市街地再開発組合の理事長氏名等の変更の届出（都市計画課）…………… 6

### 公安委員会規則

- ※福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則（1・警務課）…………… 7

### 正 誤

- 令和7年4月15日福井県告示（保安林の指定施業要件の変更の予定）…………… 10

## 告 示

### 福井県告示第102号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により指定医療機関から指定の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月10日

福井県知事 石田 嵩人

指定日	医療機関名称	医療機関住所
R8.1.1	医療法人長谷川歯科医院	大野市元町7-21

### 福井県告示第103号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定により指定医療機関から変更および廃止の届出があったので、同法第55条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和8年3月10日

福井県知事 石田 嵩人

届出日	内容	医療機関名称	医療機関住所
R7.12.22	管理者変更	越前町国民健康保険織田病院	丹生郡越前町織田106-44-1
R8.1.19	管理者変更	クスリのアオキ北野薬局	鯖江市北野町1丁目1番33号
R8.1.19	管理者変更	クスリのアオキ小黒薬局	鯖江市小黒町1丁目6番15号
R8.1.19	管理者変更	クスリのアオキ鯖江丸山薬局	鯖江市丸山町4丁目1-41
R8.1.19	管理者変更	クスリのアオキ春江薬局	坂井市春江町江留下高道132番地
R8.1.7	管理者変更	エンゼル調剤薬局 織田店	丹生郡越前町織田103-57-1
R8.1.19	管理者変更	クスリのアオキ高浜薬局	大飯郡高浜町宮崎87北潮入6番地7
R7.12.31	廃止	長谷川歯科医院	大野市元町7-21

福井県告示第104号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第9条第1項の規定に基づき、次の普通母樹林の指定を解除するので、同条第4項において準用する同法第5条第1項の規定により告示する。

令和8年3月10日

福井県知事 石田 嵩人

指定番号	指定年月日	指定採取源の別	採種・採穂の別	樹種	所在場所	解除する母樹（林）		解除後の母樹（林）		所有者等の氏名 または名称	所有者等の住所
						本数（本）	面積（ha）	本数（本）	面積（ha）		
福井普 45- 46	S46.3.30	普通母樹林	採穂	スギ	今立郡池田町月ヶ瀬 68-55	300	0.10	-	-	立石 重忠	今立郡池田町月ヶ瀬
〃 45- 92	〃	〃	採種	〃	丹生郡越前町四ツ杉 32-7	50	0.50	-	-	関 敬信	丹生郡越前町織田
〃 45- 95	〃	〃	〃	〃	丹生郡越前町織田 153-1	50	1.00	-	-	劔神社代表 田中 紘範	丹生郡越前町織田
〃 45-162	〃	〃	〃	〃	坂井市丸岡町上竹田 14-7	120	0.30	-	-	松平 隆治、 坂川 亘子、 松平 久子	東京都三鷹市中原、 福井市松本、 東京都港区赤坂
〃 46- 1	S47.2.3	〃	〃	〃	あわら市矢地 45 熊ヶ谷 3-7	80	0.30	-	-	小嶋 裕聖	あわら市矢地
〃 46- 2	〃	〃	〃	〃	あわら市櫛 36 堂山 6-7	40	0.20	-	-	八幡神社代表役員 三上 敏治	坂井市丸岡町栄
〃 46- 3	〃	〃	〃	〃	あわら市清滝 55 鎌ヶ谷 2-1	80	0.30	-	-	八幡神社代表役員 三上 敏治	坂井市丸岡町栄

〃	46- 4	〃	〃	〃	〃	あわら市権世 58 後谷山 34	50	0.20	-	-	金子 佳孝	あわら市権世
〃	46- 5	〃	〃	〃	〃	あわら市清滝 57 北一の谷 1	500	1.00	-	-	劔岳文化共栄会	あわら市梶
〃	46- 7	〃	〃	〃	〃	坂井市丸岡町吉谷 73-5、6、7	50	0.30	-	-	大門 正悟	坂井市丸岡町山口
〃	46-156	〃	〃	〃	〃	丹生郡越前町上糸生 81-8	14	0.20	-	-	八幡神社代表 渡辺 安彦	丹生郡越前町上糸生
〃	46-157	〃	〃	〃	〃	丹生郡越前町天王 18-23-2	12	0.20	-	-	八坂神社代表 高橋 次郎	丹生郡越前町天王
〃	47- 1	S48.4.18	〃	〃	〃	あわら市清滝 67 南二の谷 1	400	1.50	-	-	坪江愛林会会長 山形 徳義	あわら市熊坂
〃	47- 47	〃	〃	〃	〃	三方郡美浜町新庄 260 奥黒丸 68	30	0.30	-	-	柳澤 英治	千葉県流山市西初石
〃	47- 48	〃	〃	〃	〃	三方上中郡若狭町南前川 43 宮ノ本 44	35	0.25	-	-	前川神社代表 渡辺 英朗	三方上中郡若狭町成願寺
〃	47- 49	〃	〃	〃	ヒノキ	三方上中郡若狭町南前川 63 愛宕山 2-1	52	0.28	-	-	安田 武志	三方上中郡若狭町北前川
〃	48- 25	S49.1.24	〃	〃	スギ	丹生郡越前町葛野	10	0.20	-	-	葛野神社	丹生郡越前町下糸生
〃	48- 28	〃	〃	〃	〃	丹生郡越前町四ツ杉 32-7	30	0.20	-	-	関 敬信	丹生郡越前町織田
〃	48- 34	〃	〃	〃	〃	丹生郡越前町小曾原	10	0.20	-	-	神明神社	丹生郡越前町小曾原
〃	48- 36	〃	〃	〃	〃	大飯郡おおい町福谷 55 君前 16	10	0.30	-	-	中川 辰男	大飯郡おおい町福谷
〃	48- 37	〃	〃	〃	ヒノキ	大飯郡おおい町福谷 55 君前 16	20	0.70	-	-	中川 辰男	大飯郡おおい町福谷
〃	48- 38	〃	〃	〃	〃	大飯郡おおい町川上 87 登竜 30-1	20	0.70	-	-	小谷 康弘	大飯郡おおい町川上

**福井県告示第 105 号**

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第 2 項の規定において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 8 年 3 月 10 日

福井県知事 石田 嵩人

1 施行者の名称

福井市

2 都市計画事業の種類および名称

嶺北北部都市計画及び福井都市計画下水道事業

九頭竜川流域関連福井市公共下水道

3 事業施行期間

昭和58年10月21日から令和13年3月31日まで

4 事業地

- (1) 収用の部分  
変更なし
- (2) 使用の部分  
なし

## 公 告

製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第4条第1項の規定に基づき、令和8年度製菓衛生師試験を実施するので、福井県製菓衛生師法施行細則（昭和42年福井県規則第53号）第5条の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月10日

福井県知事 石田 嵩人

1 受験資格

次のいずれかに該当する者

- (1) 学校教育法第57条に規定する者であって、都道府県知事の指定する製菓衛生師養成施設において1年以上製菓衛生師として必要な知識および技能を修得した者
- (2) 学校教育法第57条に規定する者であって、2年以上菓子製造業に従事した者

**【受験資格の特例】**

製菓衛生師法施行（昭和41年12月26日）の際、現に菓子製造業に従事していた者（中学校卒業者を除く。）で、菓子製造業に従事していた期間が、製菓衛生師法施行の日において3年を超えているもの又は同法施行の日後3年を超えるに至ったもの

2 試験の期日等

令和8年6月28日（日）13時から15時まで

3 試験の場所

福井市下六条町14-1  
福井県生活学習館（ユウ・アイふくい）

4 試験科目

- (1) 衛生法規
- (2) 公衆衛生学
- (3) 栄養学
- (4) 食品学
- (5) 食品衛生学
- (6) 製菓理論および実技に関する筆記試験

ただし、職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）別表に掲げる検定職種のうち、菓子製造に係る1級または2級の技能検定に合格した者は、試験科目のうち製菓理論および実技の受験免除を受けることができる。

5 願書配布

(1) 配布期間

令和8年3月10日（火）から同年4月24日（金）まで  
（8時30分から17時15分まで 土曜日、日曜日、祝日を除く）

(2) 配布場所

福井市保健所、県各健康福祉センターまたは県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

なお、受験願書等の様式は、福井県のホームページからダウンロード可能

6 受験手続

(1) 受付期間

令和8年4月13日（月）から同年4月24日（金）まで  
（8時30分から17時15分まで 土曜日、日曜日を除く）

郵送による申込みの場合、令和8年4月24日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(2) 提出先

県内在住者は、当該住所を管轄する県各健康福祉センターまたは福井市保健所、県外在住者は県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課に提出する。

管轄市町等	所在地	電話番号
福井市	福井市保健所 生活衛生課 〒918-8004 福井市西木田2丁目8-8	0776-33-5183
永平寺町	福井健康福祉センター 環境衛生課 〒918-8540 福井市西木田2丁目8-8	0776-36-1119
あわら市、坂井市	坂井健康福祉センター 環境衛生課 〒919-0632 あわら市春宮2丁目21-17	0776-73-0600
大野市、勝山市	奥越健康福祉センター 環境衛生課 〒912-0084 大野市天神町1-1	0779-66-2076
鯖江市、越前市、池田町、南越前町、越前町	丹南健康福祉センター 生活衛生課 〒916-0022 鯖江市水落町1丁目2-25	0778-51-0034
敦賀市、美浜町、若狭町（旧三方町）	二州健康福祉センター 生活衛生課 〒914-0057 敦賀市開町6-5	0770-22-3747
小浜市、高浜町、おおい町、若狭町（旧上中町）	若狭健康福祉センター 環境衛生課 〒917-0073 小浜市四谷町3-10	0770-52-1300

県外在住者	福井県健康福祉部健康医療局 医薬食品・衛生課 食品安全グループ 〒910-8580 福井市大手3丁目17-1	0776-20-0354
-------	--	--------------

(3) 提出書類

- ア 製菓衛生師試験受験願書（以下「受験願書」という。）
- イ 製菓衛生師養成施設の卒業証明書または2年以上菓子製造業に従事したことを証する書類
- ウ 履歴書
- エ 写真（出願前6月以内に脱帽して正面から撮影した縦6センチメートル横4センチメートルのもの。）
- オ 菓子製造技能士1級または2級の資格を有する者は、受験願書提出の際、受付に菓子製造の技能検定1級または2級の合格証書を提示すること。

7 受験手数料および納付方法

- (1) 受験手数料  
9,400円
- (2) 納付方法  
手数料納付システムまたは窓口でのキャッシュレス決済による納付

8 合格発表

- (1) 発表日時  
令和8年7月28日（火）10時00分
- (2) 発表方法
  - ア 県庁1階掲示板、県各健康福祉センター掲示板に合格者の受験番号を掲示（令和8年8月28日（金）17時15分まで）
  - イ 県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課ホームページに合格者の受験番号を掲載（令和8年8月28日（金）17時15分まで）
  - ウ 福井県報に合格者の受験番号を登載
  - エ 合格者には合格した旨を通知

9 試験結果の取扱い

- 受験者本人より、試験結果について提供を求められた際は、口頭により受験者本人の総得点のみ情報を提供する。
- (1) 提供期間  
令和8年7月28日（火）から同年8月28日（金）まで  
（8時30分から17時15分まで（初日は10時00分から）土曜日、日曜日、祝日を除く）
  - (2) 提供場所  
県健康福祉部健康医療局医薬食品・衛生課

(3) 提供時に必要な書類  
受験票および受験者本人であることを証明する書類

政府調達に関する協定の適用を受ける調達契約に係る一般競争入札の落札者を決定したので、特定調達契約に係る福井県財務規則の特例に関する規則（平成7年福井県規則第82号。以下「規則」という。）第13条第1項の規定により、次のとおり公示する。

令和8年3月10日  
福井県知事 石田 嵩人

- 1 落札に係る特定役務の名称および数量  
超音波診断装置調達 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地  
福井県立病院経営管理課利用環境サービス室  
福井県福井市四ツ井2丁目8番1号
- 3 落札者を決定した日  
令和8年1月15日
- 4 落札者の名称および住所  
株式会社ミタス  
福井県福井市問屋町4丁目901番地
- 5 落札金額  
39,560,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 規則第4条の規定による公告を行った日  
令和7年12月2日

農地法（昭和27年法律第229号）第41条第1項の規定により、福井県農地中間管理機構から農地を利用する権利の設定に関し、裁定の申請があったので、同条第2項において読み替えて準用する同法第38条第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和8年3月10日  
福井県知事 石田 嵩人

1 申請に係る農地の所在等

番号	所在および地番	地目	面積 (㎡)
1	福井市竹生町101字23番	田	911
	福井市竹生町104字8番	田	1,589

2	福井市上六条町 36 字 5 番	田	3,000
	福井市上六条町 38 字 5 番	田	1,800
	福井市上六条町 42 字 13 番 1	田	1,767

2 申請に係る農地の利用の現況

農地法第33条第1項に規定する「耕作の事業に従事する者が不在となり、又は不在となることが確実と認められるものとして農林水産省令で定める農地」に該当する。

3 申請に係る農地についての申請者の利用計画の内容の詳細

裁定手続後に、福井県農地中間管理機構から借受希望者に農地を貸し付ける。

4 申請者の希望する権利の始期等

番号	農地を利用する権利の始期	存続期間	賃借に相当する補償金の額
1	令和8年6月1日	11年	27,500円
2	令和8年6月1日	11年	72,237円

5 意見書の提出

申請に係る農地の所有者等は、知事に意見書を提出することができる。

(1) 提出期限

令和8年3月25日

(2) 提出先

福井県農林水産部中山間農業・畜産課

(3) 記載事項

ア 意見書を提出する者の氏名および住所（法人にあっては、その名称および主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名）

イ 意見書を提出する者の有する権利の種類および内容

ウ 意見書を提出する者の当該農地の利用の状況および利用計画

エ 意見書を提出する者が当該農地を現に耕作の目的に供していない理由

オ 意見の趣旨およびその理由

カ その他参考となるべき事項

6 福井県農地中間管理機構からの依頼により以下事項について、公告する。

当該農用地については、都道府県が農業者の費用負担や同意を求めずに行う基盤整備事業である機構関連事業（土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定による土地改良事業をいう。）が行われることがある。機構関連事業の内容、留意事項については以下のとおり。

機構関連事業の対象となる農用地等は、農地中間管理機構の借受期間が機構関連事業の計画の公告の日から15年以上あるものである。

都市再開発法（昭和44年法律第38号）第28条第1項の規定に基づき、福井駅前南

通り地区市街地再開発組合の理事長氏名等の変更の届出があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和8年3月10日

福井県知事 石田 嵩人

理事長の氏名および住所

齊藤 隆美

福井市中央一丁目10番5号デュオヒルズ福井駅前603

# 公安委員会規則

福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和8年3月10日

福井県公安委員会 委員長 春木 麻紀子

福井県公安委員会規則第1号

福井県警察の組織等に関する規則の一部を改正する規則

福井県警察の組織等に関する規則（昭和35年福井県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(分課)</p> <p>第2条 部に次の課、隊および所を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活安全部 (略) 人身安全・少年課</p> <p>サイバー犯罪対策課</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 銃砲刀剣類等に関すること（組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>(8) 火薬類に関すること（組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>(9) 高圧ガスその他の危険物に関すること。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 風俗営業等に関すること。</p> <p>(12) 古物営業に関すること。</p> <p>(13) 質屋営業に関すること。</p> <p>(14) インターネット異性紹介事業に関すること。</p> <p>(15) 警備業に関すること。</p> <p>(16) 探偵業に関すること。</p>	<p>(分課)</p> <p>第2条 部に次の課、隊および所を置く。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 生活安全部 (略) 人身安全・少年課 <u>生活環境課</u> サイバー犯罪対策課</p> <p>(3)~(5) (略)</p> <p>(生活安全企画課)</p> <p>第12条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)~(6) (略)</p> <p>(7) 銃砲刀剣類等に関すること（<u>生活環境課</u>および組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>(8) 火薬類に関すること（<u>生活環境課</u>および組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>(9) 高圧ガスその他の危険物に関すること（<u>生活環境課</u>の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>(10) (略)</p> <p>(11) 風俗営業等に関すること（<u>生活環境課</u>の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>(12) 古物営業に関すること（<u>生活環境課</u>の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>(13) 質屋営業に関すること（<u>生活環境課</u>の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>(14) インターネット異性紹介事業に関すること（<u>生活環境課</u>の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>(15) 警備業に関すること（<u>生活環境課</u>の分掌に属するものを除く。）。</p> <p>(16) 探偵業に関すること（<u>生活環境課</u>の分掌に属するものを除く。）。</p>

- (17) 知的財産権関係事犯および経済関係事犯の取締りに関すること。
- (18) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。
- (19) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (20) 売春関係事犯の取締りに関すること。
- (21) 人身取引に係る関係機関との連絡に関すること。
- (22) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。
- (23) 軽油引取税に係る地方税法違反の取締りに関すること。
- (24) (略)

2 (略)  
(地域指導課)

第13条 地域指導課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(7) (略)

- (8) (略)
- (9) (略)
- (10) (略)

(人身安全・少年課)

第15条 人身安全・少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(3) (略)

(4) 少年事件の捜査および調査に関すること。

(5)~(13) (略)

(14) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

第16条 削除

(17) (略)

2 (略)  
(地域指導課)

第13条 地域指導課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(7) (略)

(8) 自然災害および事故災害に関すること。

- (9) (略)
- (10) (略)
- (11) (略)

(人身安全・少年課)

第15条 人身安全・少年課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(3) (略)

(4) 少年事件の指導に関すること。

(5)~(13) (略)

(生活環境課)

第16条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。

- (1) 知的財産権関係事犯および経済関係事犯の取締りに関すること。
- (2) 保健衛生関係事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。
- (3) 公害関係事犯その他の環境関係事犯の取締りに関すること。
- (4) 銃砲刀剣類等に係る事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。
- (5) 火薬類に係る事犯の取締りに関すること（組織犯罪対策課の分掌に属するものを除く。）。
- (6) 高圧ガスその他の危険物に係る事犯の取締りに関すること。
- (7) 風俗関係事犯の取締りに関すること。
- (8) 売春関係事犯の取締りに関すること。
- (9) 古物営業事犯の取締りに関すること。
- (10) 質屋営業事犯の取締りに関すること。

(刑事企画課)

第18条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(捜査支援分析課)

第22条 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 捜査共助に関すること。

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

(運転免許課)

第29条 (略)

2 運転免許課に、免許試験室を置き、前項第1号に掲げる事務をつかさどる。

(警備課)

第33条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 災害警備に関すること。

(3)~(10) (略)

(1) インターネット異性紹介事業関係事犯の取締りに関すること。

(2) 人身取引に係る関係機関との連絡に関すること。

(3) 外国人労働者に係る雇用関係事犯の取締りに関すること。

(4) 警備業に係る事犯の取締りに関すること。

(5) 探偵業に係る事犯の取締りに関すること。

(6) 軽油引取税に係る地方税法違反の取締りに関すること。

(7) 少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること。

(8) 少年事件の捜査および調査に関すること。

(9) 前各号に掲げるもののほか、部内の他の分掌に属しない法令違反の取締りに関すること。

(刑事企画課)

第18条 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。

(1)~(4) (略)

(5) 捜査共助に関すること。

(6) (略)

(7) (略)

(捜査支援分析課)

第22条 捜査支援分析課においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(運転免許課)

第29条 (略)

2 運転免許課に、運転者サポートセンター室を置き、前項第2号、第3号(講習機関に関する事務に限る。)、第4号、第5号および第6号に掲げる事務をつかさどる。

(警備課)

第33条 警備課においては、次の事務をつかさどる。

(1) (略)

(2) 災害警備に関すること (地域指導課の分掌に属するものを除く。)

(3)~(10) (略)

附 則

この規則は、令和8年3月30日から施行する。ただし、第29条第2項の改正規定は、令和8年3月23日から施行する。

正 誤

令和7年4月15日福井県報定期第345号 保安林の指定施業要件の変更の予定（福井県告示第230号）

ページ	段	行	誤	正
4	2	10	ア 主伐に係る伐採種は、 <u>定め</u> ない。	ア 主伐は、 <u>択伐</u> による。

※変更箇所は下線部のとおり。